

# 『東京都の住宅問題に関する調査報告』

東京市政調査会編、東京都総務部調査課編

1947年 / A5判 / 92頁 / 図書番号 OF-1028

---

本書は、東京都から東京市政調査会へ委託された都の住宅問題とその対策に関する調査報告書である。調査には日本建築学会副会長・伊藤滋や東京都総務部調査課長・島岡静二郎、東京市政調査会理事・小倉庫次など24名が携わった。

「第1篇序論」では、現在の住宅不足の特徴として不足量が全国で420万戸と莫大であること、都市と農村を問わず全国的であること、住宅復興と産業復興が競合する関係にあることから、復興計画は国の計画統制下に置かなければならないとしている。東京都においては、戦災の被害率が全国で最も高く、都だけで全国の損害の3割を占めているが、戦後の2年間の住宅復興は全国平均に比べて半分強と遅れている。その原因は木材などの建設資材が東京都の行政圏内になく、土地と使用者の権利関係が錯綜しており、輸送や労務等の建設諸要素が統制と闇の状態にあるためなどとしている。

「第2篇住宅問題の現況」では、都内においては1947年時点で45万戸以上の住宅不足が想定され、今後の10年間で100万人の人口増加が見込まれることから、約60万戸の住宅建設が要請されているとする。人口事情からすると、戦禍による区部人口の郡部流入が、不健全な平面的過大都市の傾向を更に拡大するであろうとする。

建設難の実態として、鋼材や木材などの主要建築資材は生産量が桁違いに不足しており、更に住宅建設用に配当されるのはごく僅かだとする。罹災都市簡易住宅建設要綱（昭和20年9月4日閣議決定）によって都が受けた配給は、20万戸の計画に対して僅か3万5千戸分に過ぎない。臨時物資供給調整法（昭和21年法律第32号）の公布以後によく配給系統が体系化されたとする。

「第3篇住宅復興計画」では、具体的な対策案を提示する。住宅復興の基調として、戦後は民間自由建設を抑制し、国の責任において計画住宅を供給することを明らかにしたが、この供給は生産拡充を担う勤労者を対象にすべであるとする。

住宅の規模は、一戸あたり居住人員を4・85として66平方メートルを目標とする。都市建築の不燃化を進めるため、資材生産に応じて漸次コンクリート造りを多く建設する。計画総戸数60万戸は需要階層に応じて、庶民向賃貸住宅が24万戸、給与（社員）住宅4万8千戸などとし、計画当初の10年間は住宅量の確保を優先し、その後の第3次5ヶ年計画で質の整備に重点を置くとしている。

資金計画では、第1次5ヶ年の建設費298億円に対して約半額は国庫補助が交付されるが、残りは都債の発行や都営造営物使用に対する課税収入を充てるとする。都は財政力の限度まで計画住宅の建設に当たり、それを超える分については東京都復興住宅建設公社（仮称）を設立して、住宅供給の助成事業を行う。施工にあたっては、住宅委員会の審定による工事費によること、建設業者を住宅復興施工組合に編成するなどとしている。

こうした住宅復興策は、区部における不燃化住宅の建設などの成果はあるものの、住宅量の圧倒的な不足を解消し得ないまま高度成長期を迎えた。

（田村靖広・市政専門図書館副館長）